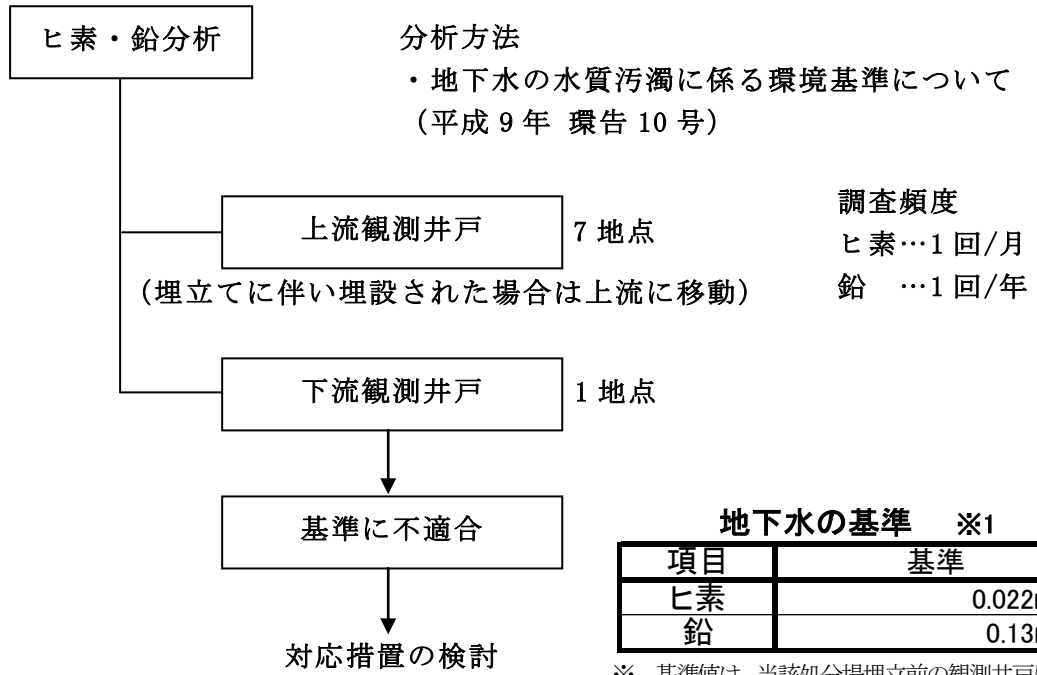
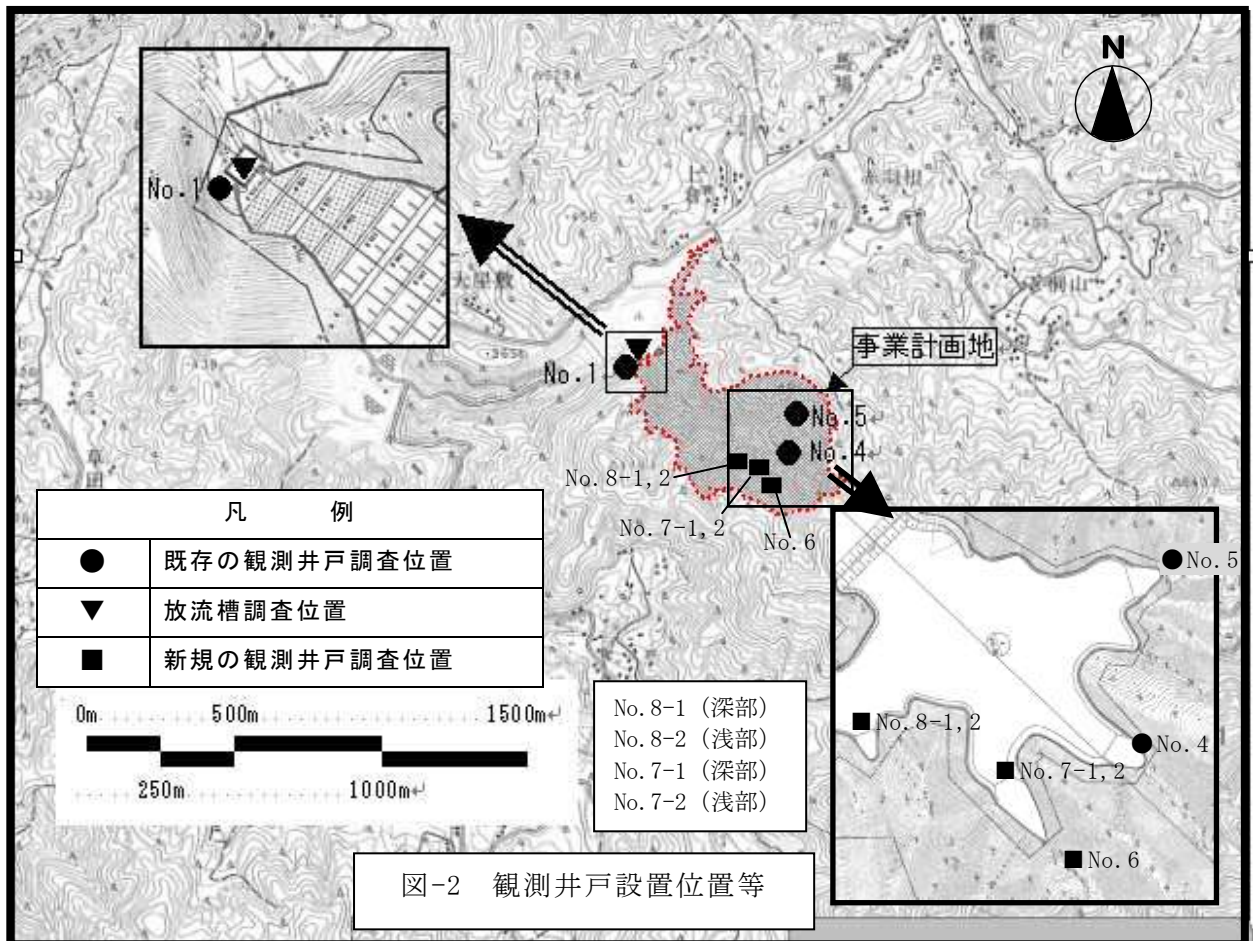


2. 地下水汚染



※ 基準値は、当該処分場埋立前の観測井戸における最高値



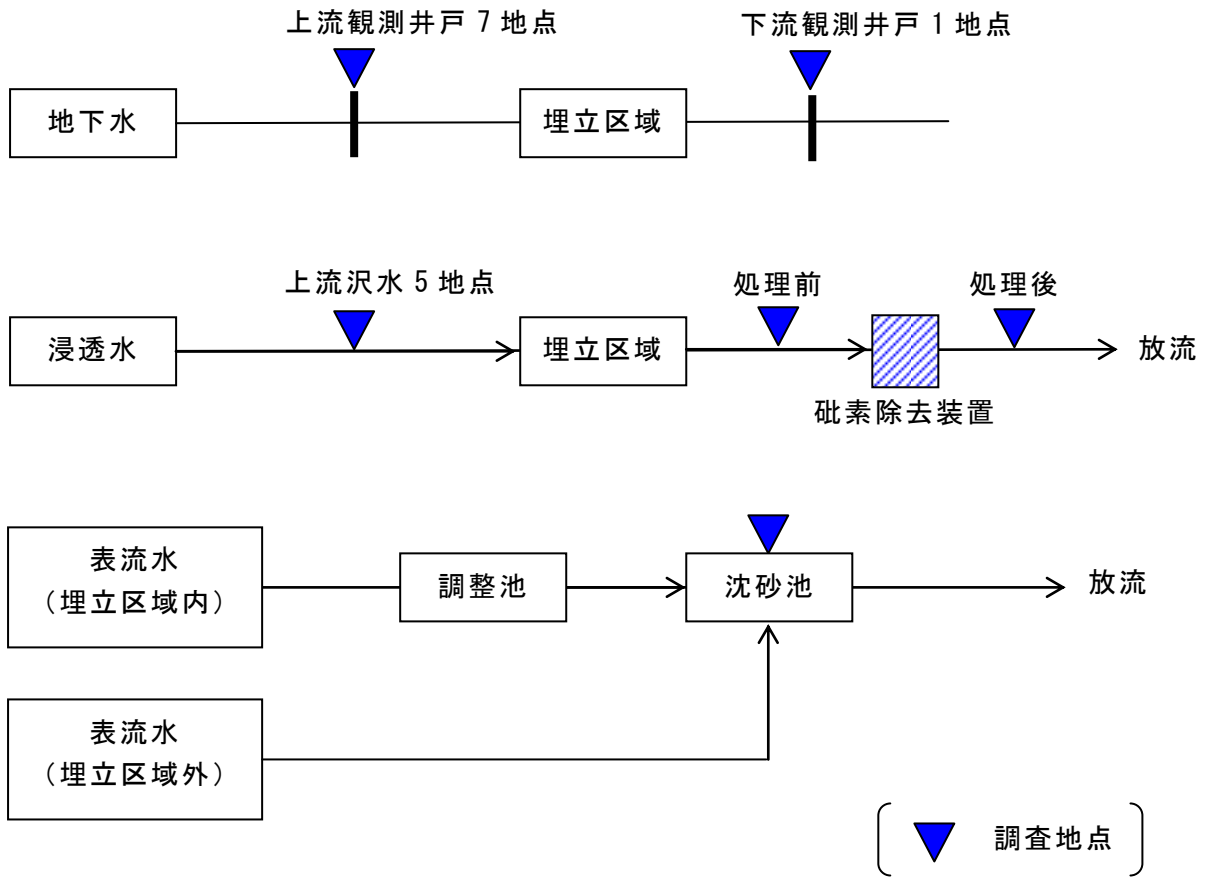


図-3 水質・地下水調査フロー図

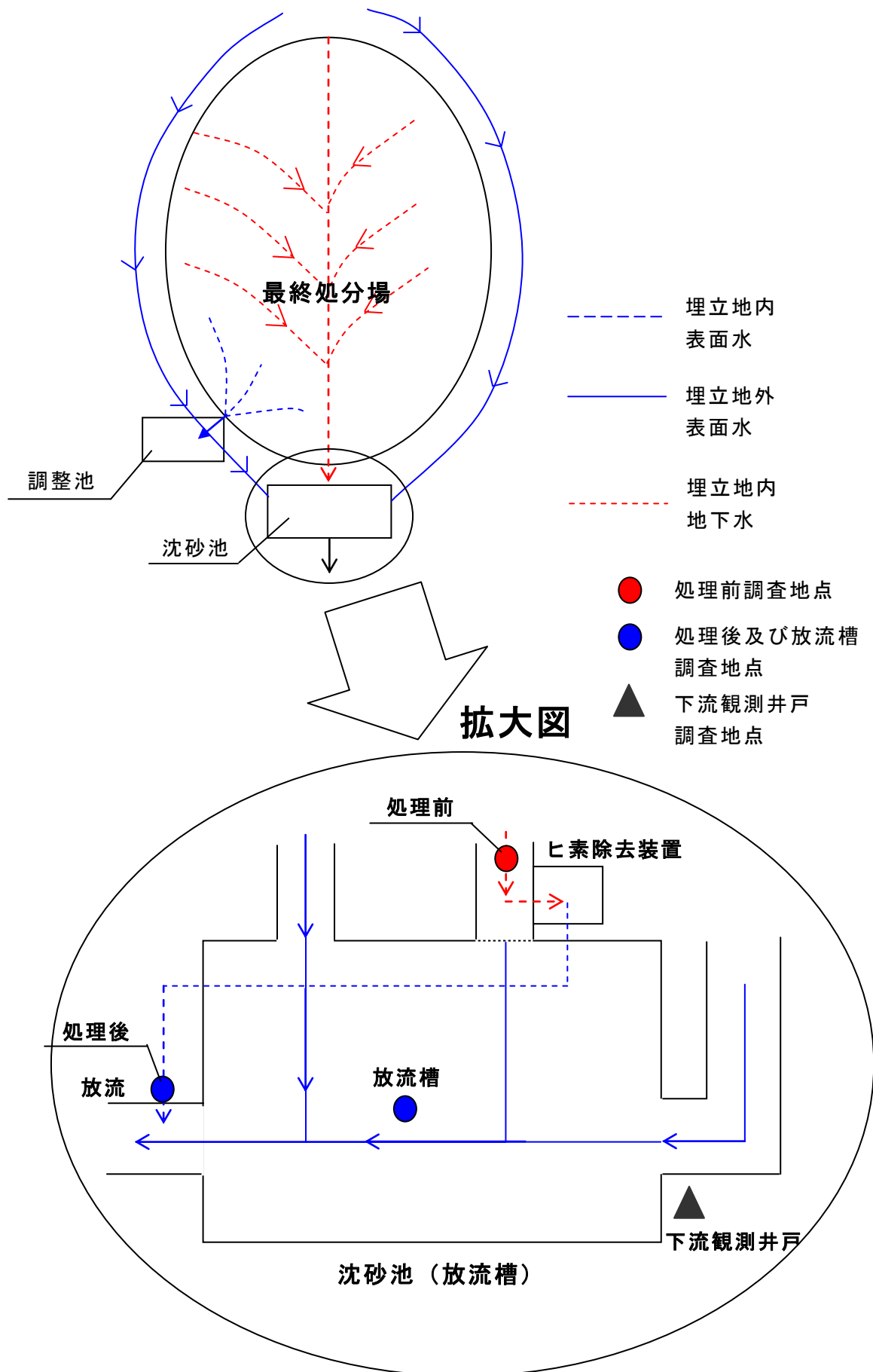


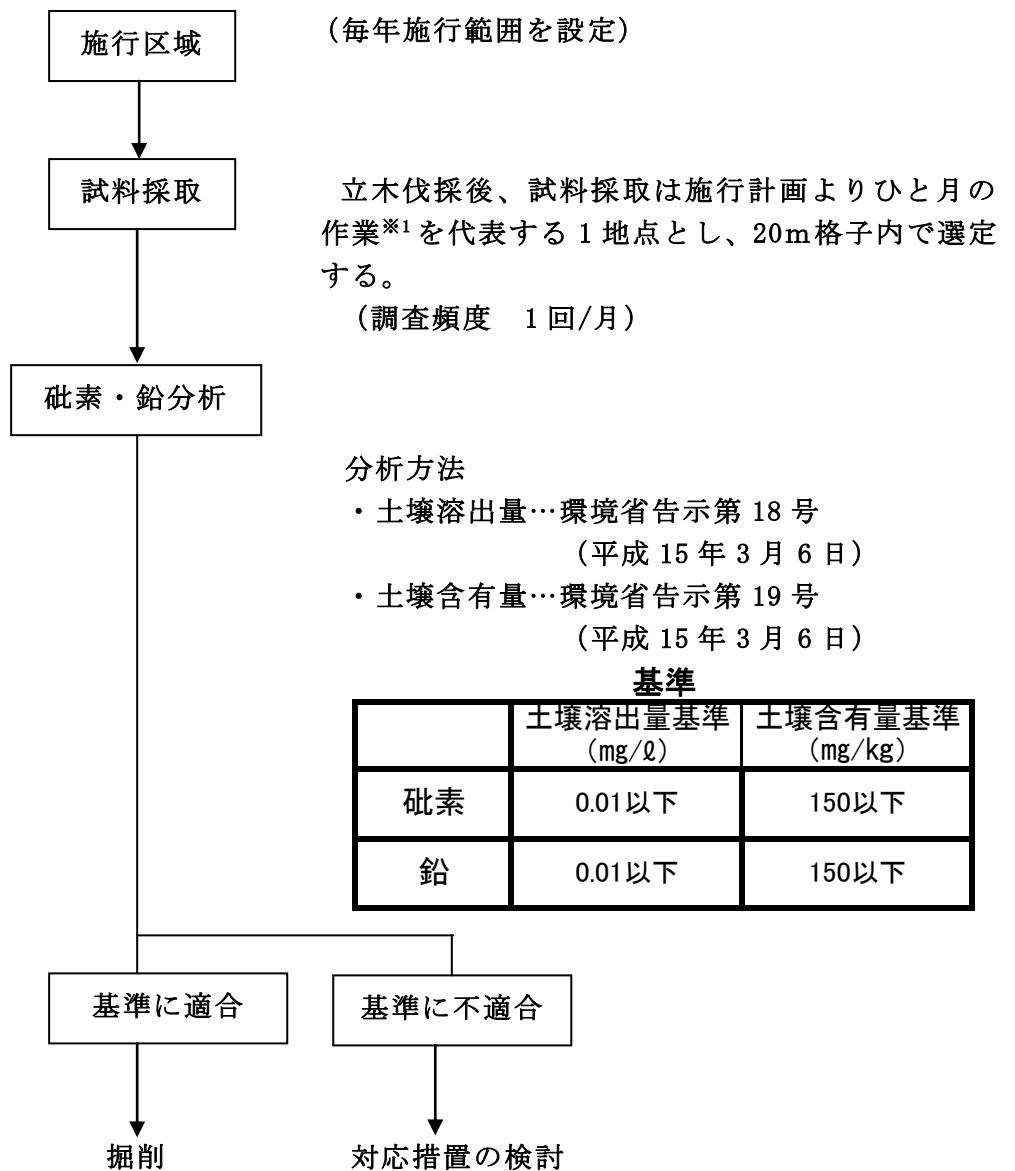
図-4 水質・地下水調査位置 (最下流)

3. 土壌汚染

土壌汚染対策法が改正（平成 22 年 4 月 1 日施行. 法律第 23 号）され、一定規模以上の土地の形質変更時には形質変更の届出が必要となり、当該土地に土壌汚染のおそれがあると認められるときは、広島市長により土壌汚染状況調査の実施命令が発令されることとなった。（法第 4 条）

しかし、法第 4 条では形質変更部分（掘削）のみの指定となり、今後の埋立て行為に支障があるため、法第 14 条の指定の申請（砒素）を行い、規制対策区域として適切に管理することとした。

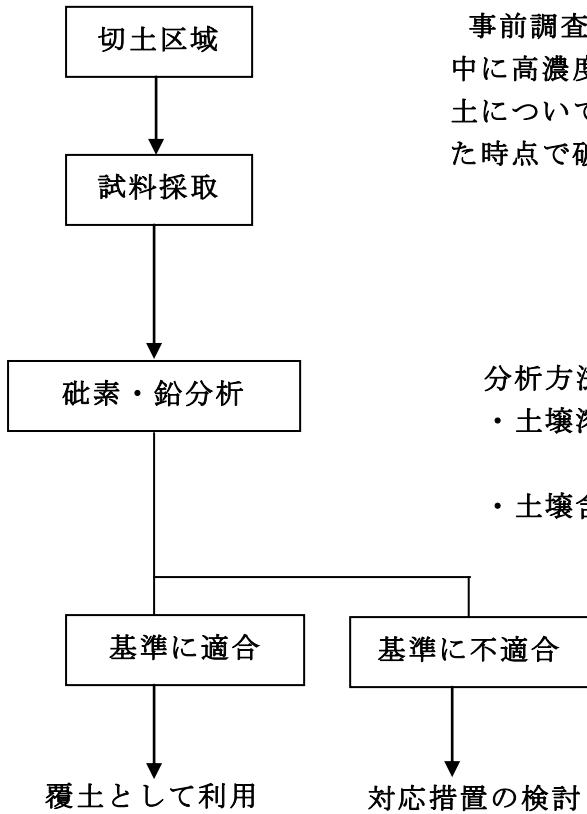
①地表・・・概ね深さ 50 cm 程度



※1 1ヶ月の作業量

(15m × 15m × 0.5m) / 日 × 24 日 / 月 = 2700 m³ / 月

< 掘削土砂調査 >



事前調査により、「ヒ素」は斜面及び底盤中の破碎帯の岩石中に高濃度で分布することが確認されていることから、掘削土については原則深さ 5m ごとにこれらの破碎帯が確認された時点で破碎帯周辺の試料採取を行う。

分析方法

- ・ 土壌溶出量…環境省告示第 18 号
(平成 15 年 3 月 6 日)
- ・ 土壌含有量…環境省告示第 19 号
(平成 15 年 3 月 6 日)

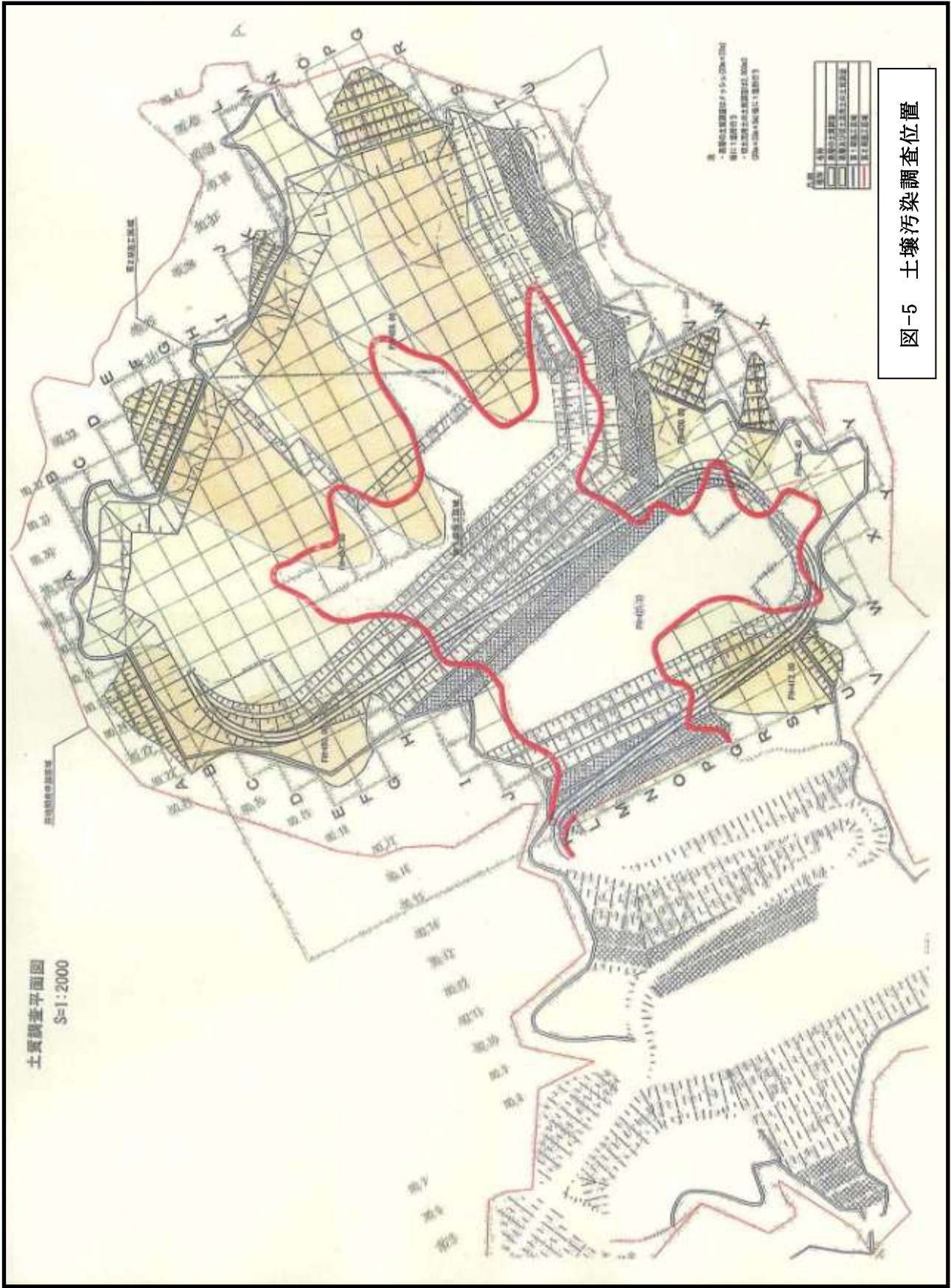
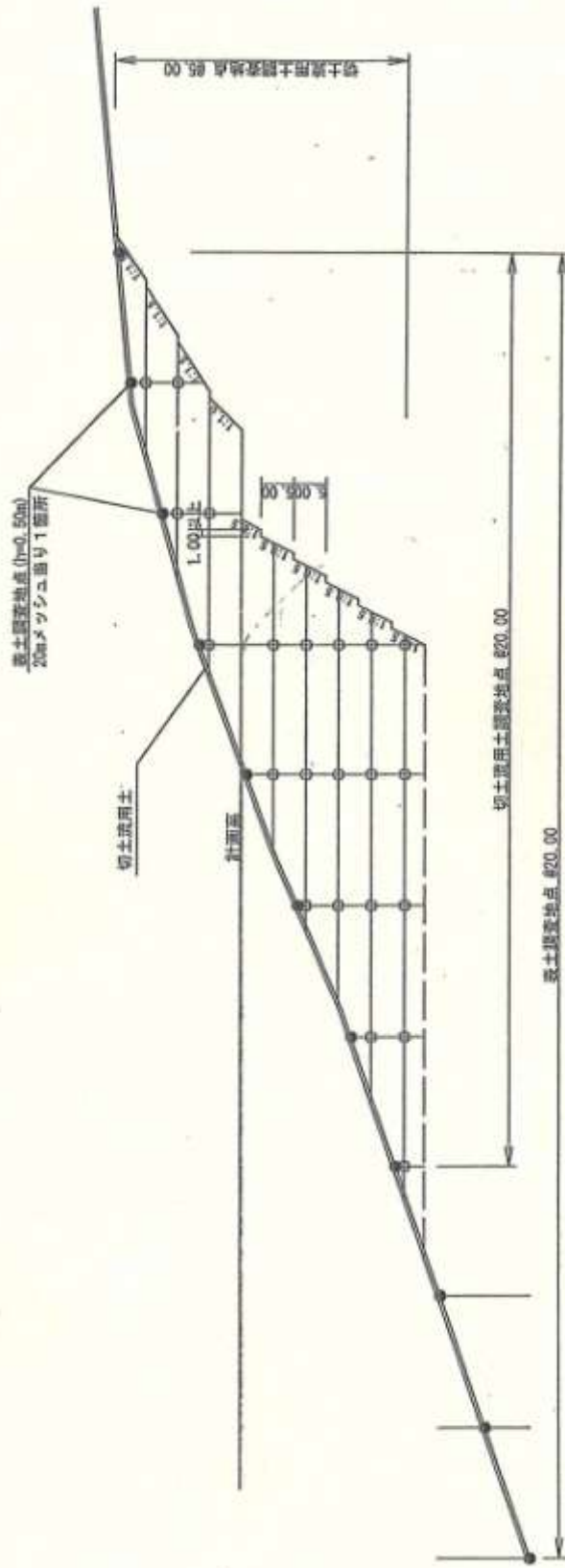


圖-5 土壤污染調查位置

土壤調査標準横断面図



- 表土調査地点 (400m²当り 1箇所)
- 切土流用土 (掘土) 調査地点 (2,000m³当り 1箇所)

図-6 土壤汚染 断面図

(調査にあたっては座標管理を行う)

対応措置

<水質・地下水>

- ① 砒素除去装置処理前の水質が基準値を上回った場合は、以下の対策を講じる。
 - ・ 土壌（基準値超）置場での保管状況のチェック並びに、この土壌の処分等について検討する。
 - ・ 掘削前の土壌調査における現状把握が不十分であった可能性があるため、この調査の密度を高める。

- ② 砒素除去装置処理後の水質が基準値を上回った場合は、埋立てを中止し、以下の対策を講じる。
 - ・ 処理施設（砒素除去装置）の点検
 - ・ 土壌（基準値超）置場での保管状況のチェック並びに土壌の処分等について検討する。
 - ・ 掘削前の土壌調査における現状把握が不十分であった可能性があるため、この調査の密度を高める。

- ③ 沈砂池（放流槽）の水質が基準値を上回った場合は、埋立てを中止し、以下の対策を講じる。
 - ・ 区域外（上流及び周辺）からの流入する水に起因することも想定されることから、上流の 沢水調査結果等も踏まえ原因を追究する。
 - ・ 土壌（基準値超）置場での保管状況のチェック並びに、この土壌の処分等について検討する。
 - ・ 掘削前の土壌調査における現状把握が不十分であった可能性があるため、この調査の密度を高める。

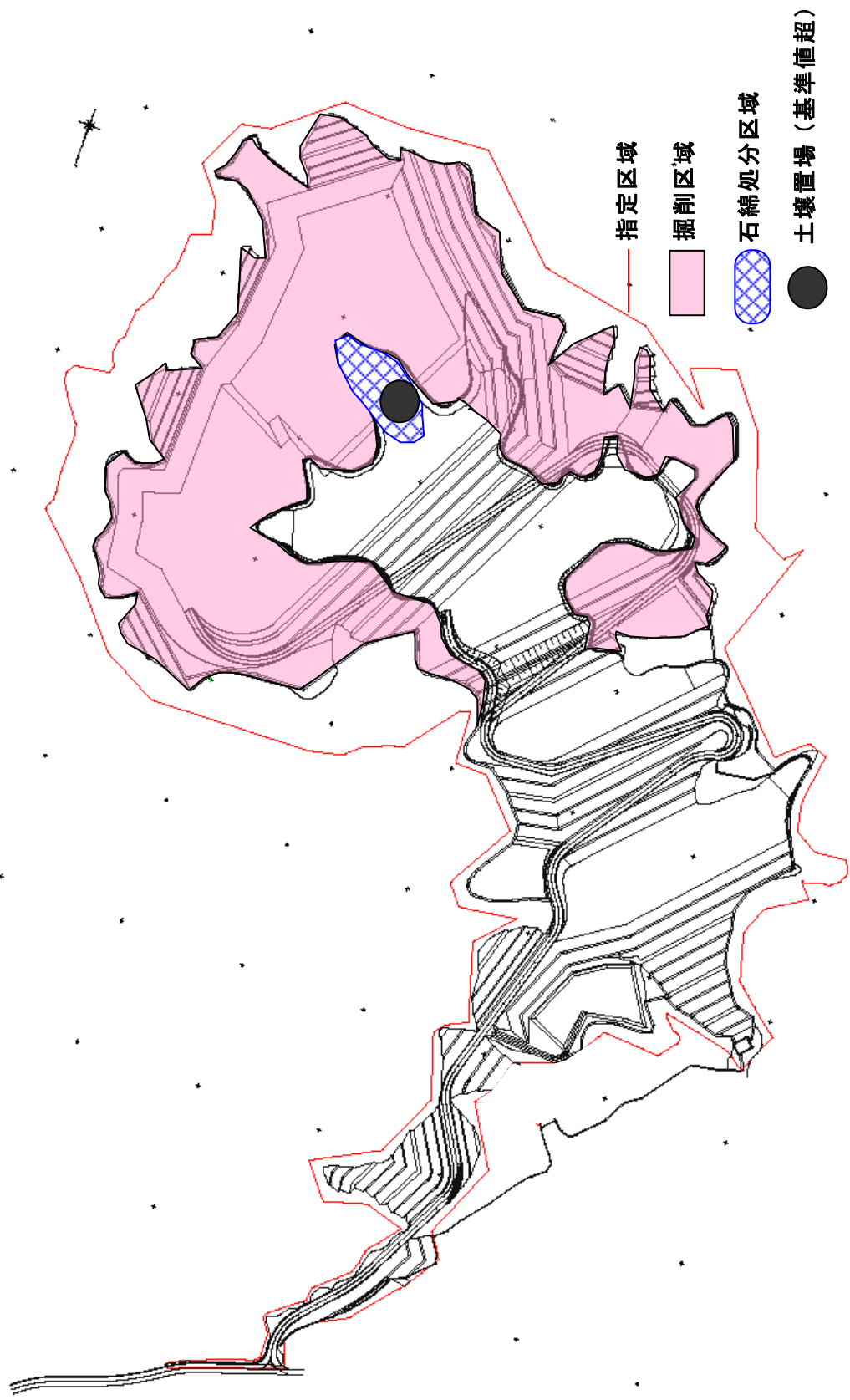
- ④ 下流観測井戸の水質が基準値を上回った場合は、埋立てを中止し、以下の対策を講じる。
 - ・ 土壌（基準値超）置場での保管状況のチェック並びに、この土壌の処分等について検討する。
 - ・ 掘削前の土壌調査における現状把握が不十分であった可能性があるため、この調査の密度を高める。

<土壌>

土壌汚染調査により、砒素、鉛が基準値（土壌溶出量基準、土壌含有量基準）を上回った場合は、以下の対策を講じる。

- ・ 原則として掘削しない。
- ・ やむを得ず掘削する場合は、覆土として利用せず次図に示す当該処分場の石綿処分区域内に土壌（基準値を上回る）置場を確保し、基準値に適合した土壌で覆土を行い、飛散を防止する。

なお、最下流部に砒素除去装置を設置しているが、地下浸透を極力防止するため、土壌置き場にはシートを展張するなどの対策を講じる。



図名	図	頁	日付
1-7	0	1	2011.11.18
作成			
確認			
承認			
訂正			
最終			
作成			
確認			
承認			
訂正			
最終			

図-7 掘削土壌 (基準値超) 置場